

65歳になった方の市・道民税を 公的年金から特別徴収します

65歳以上の方の年金所得に係る市・道民税は、原則として、年金を支給している年金保険者が年金から差し引いて、特別徴収により納めます。

今年度から新たに特別徴収の対象となる方は、10月支給分の年金から市・道民税の特別徴収を開始します。なお、納税方法を年金からの特別徴収に変更しても、年税額の変更はありません。

10月支給分の年金から 特別徴収を開始する方

65歳以上の方の年金所得に係る市・道民税は、地方税法により、公的年金からの特別徴収の方法により納税することが定められています。本人の希望による納付方法の変更はできません。対象は次の方です。

- ▶ 昨年の4月2日から今年の4月1日までの間に65歳になった方で、年金所得に係る市・道民税の納付義務のある方
 - ▶ 今年の4月1日現在、65歳以上で、昨年度途中の税額変更などにより特別徴収が停止し、年金所得に係る市・道民税を普通徴収(納付書や口座振替)で納めている方
- ただし、介護保険料が特別徴収されていない方や、今年度の特別徴収額が公的年金給付の年額を超える方は、年金からの特別徴収ができないため、引き続き普通徴収となります。また、障害年金や遺族年金は非課税の年金のため、特別徴収の対象にはなりません。

●納税通知書をご確認ください

特別徴収の対象になる方には、今年6月上旬に送付している「市民税・道民税 税額決定・納税通知書」で、年金から差し引かれる税額をお知らせしていますので、ご確認ください。

6月以降に税額変更などがあった方には、新たに通知書を送付していますので、最新の通知書を確認してください。

公的年金からの特別徴収について

年金からの特別徴収は以下の公的年金から特別徴収されます。

| | |
|---------|---|
| 支払者名称 | |
| 公的年金種類 | |
| 公的年金の金額 | 円 |

年金特別徴収税額

| 平成 25 年度 | 平成 25 年 | |
|--------------|---------|-----|
| | 4月 | 6月 |
| 平成 26 年度 | 平成 26 年 | |
| | 8月 | 10月 |
| 仮徴収税額計 | | |
| 年金特別徴収税額 | | |
| - 仮徴収税額① - ② | | |
| 平成 25 年 | 10月 | |
| 平成 25 年 | 12月 | |
| 平成 26 年 | 2月 | |

※4・6月・8月は、昨年度の通知書において通知した額を特別徴収します。

なお、年の途中で税額の変更や転出などが発生した場合、年金からの特別徴収が停止し、普通徴収での納付となります。

当制度により、新たな税負担が生じることはありません。

仮徴収税額が年金特別徴収額を上回ったため納めすぎとなった場合は還付を行います。

送付している税額決定・納税通知書の4ページ目をご確認ください

特別徴収になる方は、年金の名称と税額を記載しています。(空欄の場合は特別徴収の対象ではありません。)

この欄には、翌年度分として、仮徴収する金額を記載しています。

| 平成 26 年度年金特別徴収税額(仮徴収分) | | | |
|------------------------|---------|----|-------|
| 平成 26 年度 | 平成 26 年 | | 金額(円) |
| | 月 | 分 | |
| 年金特別徴収税額 | 平成 26 年 | 4月 | |
| | 平成 26 年 | 6月 | |
| | 平成 26 年 | 8月 | |

税の申告はお済みですか

平成24年分の収入に対する市・道民税の申告をしていない方は、事業所や公的年金支給者からの報告書に基づき税額を計算しています。各種の控除等が報告書に記載されていない場合などは、申告により控除を追加・修正することができ、税額が少なくなることがあります。

なお、所得税の申告は最寄りの税務署で行ってください。

【申告に必要なもの】

平成24年中の収入がわかるもの(源泉徴収票など)、控除内容がわかるもの、印鑑

申告・問合せ先 市税務課市民税係